

令和8年度 児童館・集会所子ども会加配指導員（週5日勤務）募集案内

- 1 職務内容 本市の児童館・集会所における子ども会の指導【宿題等の学習支援・遊びの指導（創作活動・レクレーション等）行事の企画運営等】において、障害のあるお子さん等への特別な支援を中心に、子ども会全体の円滑かつ安全な活動を補助する。※対象は主に小学生ですが、中学生の支援をお願いする場合があります。
- 2 勤務地 高知市立長浜児童館
- 3 募集人数 若干名
- 4 身分 会計年度任用職員（パートタイム）
- 5 勤務条件等
- (1) 雇用期間 令和8年7月1日から令和9年3月31日まで
（勤務評価に基づき、1年を超えない範囲内で再度の雇用もあり得ます。なお、その際には高知市内にある12の児童館・集会所のいずれかに配置替えをする場合があります。）
- (2) 勤務時間 1日3時間…週15時間勤務
通常開設日（月～金）…14:30～17:30 を標準とする。
学校の長期休業中…9:00～12:00 を標準とする。
※学校の下校時刻や行事等の計画により、曜日や勤務時間帯を変更することがあります。
- (3) 休日 土曜日、日曜日及び祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- (4) 休暇制度 年次有給休暇10日（1年目の場合）
その他の休暇として結婚、忌引、出産等の特別休暇（有給・無給）があります。
- (5) 報酬 高知市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。
経験年数に応じて号給が加算される場合があります。
※経験年数0年の場合の報酬予定額 月額 約75,793円
- (6) 手当等 命じられた時間外勤務の手当に相当する報酬・通勤手当に相当する費用弁償
- (7) 保険等 公務災害補償（条例）あり
- (8) 服務義務 地方公務員法により次の服務義務が課せられ、違反した場合は、懲戒処分（戒告、減給、停職又は免職）等の対象となります。
・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務 ・信用失墜行為の禁止 ・秘密を守る義務
・職務に専念する義務 ・政治的行為の制限 ・争議行為等の禁止
※営利企業への従事（兼業）等は報告が必要となります。
- 6 応募資格 不問
※ただし、次のいずれかの一つに該当する者は、応募できません。
- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ⑤ 特定性犯罪の前科がある人
- ※ 業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。特定性犯罪の前科がある場合は、本法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、応募条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
- ※ このため、採用選考審査等において、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※ 「特定性犯罪」「特定性犯罪事実該当者」の内容は、別紙参照条文を参照ください。
- 7 申込方法 市販の履歴書に写真を貼り付けていただき、高知市たかじょう庁舎4階人権・こども支援課

に持参してください。また、ハローワークを通じて応募される方は、発行される紹介状も合わせてお持ちください。

【郵送による申込】 電話連絡の上、上記の書類を人権・こども支援課まで郵送してください。

8 選考方法 下記の要領にて、随時選考を行います。

選考方法	日 時	場 所
面接	随時実施 ※ 15分程度の面接を予定	高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎内

※ お車でお越しの際には、「たかじょう庁舎西駐車場」をご利用ください。

9 決定通知 選考の結果については、面接後1週間以内に通知します。

10 問合せ先 〒780-0862 高知市鷹匠町2丁目1-43 高知市たかじょう庁舎4階
高知市教育委員会 人権・こども支援課 Tel : 088-855-3701

令和8年
(2026)
12/25
施行



こどもに接する現場で働く皆さまへ

こども性暴力防止法

による対応がはじまります！

Point

1

こどもに接する現場で働く方は、

性犯罪前科の有無の確認が必要になります。

Point

2

性犯罪前科があると、性暴力のおそれがあるとの判断の下、

こどもに接する業務に就くことができなく
なります。

こども性暴力防止法とは？

性暴力は、こどもの心身の発達に深刻な影響を及ぼし、断じて許されるものではありません。こども性暴力防止法では、対象事業者に対して、従事者の性犯罪前科の確認をはじめとする、こどもへの性暴力を防ぐための取組が義務付けられています。

制度の対象は？

こどもに教育・保育などを提供する事業のうち、次の事業・業務が対象となります。

学校、認可保育所などは、公立・私立を問わず、性暴力を防ぐための取組が義務となります。それ以外(放課後児童クラブ、学習塾など)は、国が認定をすることで、制度の対象となります。

義務対象



認定対象



対象事業

- ・学校 (幼小中高特支、高専、高等専修学校)
- ・認可保育所、認定こども園
- ・児童福祉施設 など



- ・認可外保育施設
- ・放課後児童クラブ
- ・学習塾、スポーツクラブ など



対象業務

- ・教員
- ・保育士
- ・児童指導員 など



- ・保育従事者
- ・放課後児童支援員
- ・塾講師、指導員 など



対象となる性犯罪は？

事業者が確認する性犯罪前科として、次のようなものが対象となります。

不同意
性交等

不同意
わいせつ

児童買春

児童ポルノ
所持

痴漢

盗撮

未成年
淫行

など

※成人に対する性犯罪を含みます。

今後、皆さまにお願いすること

制度の開始後※、性犯罪前科の確認など、こどもへの性暴力防止の取組のため、次のような対応が必要になります。

※令和8(2026)年12月25日以降

性犯罪前科の確認

アカウント登録

手続は、プライバシー保護のため、オンラインで行います。



戸籍等の登録

性犯罪前科の確認手続に必要です。



こどもの安全確保

研修の受講

性暴力防止への理解促進に必要です。



日頃からの見守り等

被害の早期把握のために必要です。



制度の開始後、

- 性犯罪前科があると確認された場合
- 戸籍等の提出が行われず、法定期限までに性犯罪前科の確認ができない場合は、性暴力のおそれがあるとの判断の下、こどもに接する業務に就くことができません。

こども性暴力防止法の詳細については、こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

こども性暴力防止法

検索



こどもまんなか
こども家庭庁



2025年12月作成

(裏面) 参照条文

学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)(抄)

(定義)

第二条(略)

- 7 この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。
- 一 刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条(同項の罪に係る部分に限る。)の罪
 - 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律(昭和五年法律第九号)第四条の罪(刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。)
 - 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
 - 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)第四条から第八条までの罪
 - 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押取物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)第二条から第六条までの罪
 - 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器(以下このロにおいて「写真機等」という。)を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為(イ又はロに掲げるものを除く。)
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為
- 8 この法律において「特定性犯罪事実該当者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。
- 一 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者(その刑の全部の執行猶予の言渡しを受けた者(当該執行猶予の言渡しを取り消された者を除く。次号において「執行猶予者」という。)を除く。)であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二十年を経過しないもの
 - 二 特定性犯罪について拘禁刑を言い渡す裁判が確定した者のうち執行猶予者であつて、当該裁判が確定した日から起算して十年を経過しないもの
 - 三 特定性犯罪について罰金を言い渡す裁判が確定した者であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して十年を経過しないもの

附 則

(改正前の刑法に規定する罪についてのこの法律の適用関係)

第二条 第二条第七項(第一号に係る部分に限る。)の規定の適用については、次に掲げる罪は、同号に掲げる罪とみなす。

- 一 刑法の一部を改正する法律(平成二十九年法律第七十二号。次項において「刑法一部改正法」という。)による改正前の刑法第七十八条の二、第八十一条第三項若しくは第二百四十一条の罪又はこれらの罪の未遂罪
 - 二 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律(令和五年法律第六十六号)第一条の規定による改正前の刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪
- 2 第二条第七項(第二号に係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法一部改正法附則第三条の規定による改正前の盗犯等の防止及び処分に関する法律第四条の罪(刑法一部改正法による改正前の刑法第二百四十一条前段の罪又はその未遂罪を犯す行為に係るものに限る。)は、同号に掲げる罪とみなす。

(懲役を言い渡す裁判についてのこの法律の適用関係)

第三条 第二条第八項(第一号及び第二号に係る部分に限る。)及び第三十四条第二項(第一号並びに第二号ロ及びホに係る部分に限る。)の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)第二条の規定による改正前の刑法第十二条に規定する懲役又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判は、拘禁刑又はその全部の執行猶予を言い渡す裁判とみなす。